

日本水文科学会誌への投稿のガイドライン

日本水文科学会 編集委員会

2015年 5月 31日作成

2017年 2月 28日修正

2018年 2月 23日修正

2022年 4月 1日修正

2023年 4月 3日修正

1. 投稿原稿について

- 1) 投稿原稿は、未発表かつ投稿中でないものに限る。
- 2) 投稿規程から投稿に関わる条件を抜粋すると、「投稿は本会会員に限る。ただし、筆頭著者でなくても良い。また、編集委員会が執筆を依頼した場合は、この限りではない。」となる。**以上を具体的に換言すると、投稿を行う者が責任著者、すなわち原稿送付状の連絡先に記載される者である。そして、責任著者（＝投稿者）は本学会員である必要がある。ただし、責任著者と筆頭著者が同一である必要はなく、非学会員が筆頭著者の場合は学会員が責任著者として共著者に加わる必要がある。なお、編集委員会からの依頼原稿の場合はこの限りではない。**
- 3) 査読がある原稿種別は、総説、論文、研究ノート、資料の4種である。これらには、英文要旨と和文要旨が必須である。
- 4) 投稿原稿の体裁（図表、参考文献等）は、日本水文科学会誌の投稿規定および執筆要綱を厳守して作成する。また、本文・図表でのみ引用された文献のみが引用リストに列挙されていることを確認する。
- 5) 原稿に人物の写真等が含まれている場合は、肖像権等を考慮して掲載の許諾を得ておくこと。

2. 投稿時に必要な書類（原稿以外）

- 1) 次の3つである。
 - ①原稿送付状
 - ②著作権譲渡同意書
 - ③保証書
- 2) 上記3つの書類は、**編集委員会からの依頼原稿も含め、すべての原稿種別（巻頭言、総説、論文、研究ノート、資料、企画、討論、講演再録、報告、書評・紹介、その他：特集号や企画等の序文も含む）において提出が必須**である。

3. 投稿規定、執筆要綱、原稿送付状、著作権譲渡同意書、保証書の入手方法

投稿規定、執筆要綱、原稿送付状、著作権譲渡同意書ならびに保証書は、日本水文科学会誌45～52巻の2号に掲載されていた。53巻以降は12月に発行される冊子体に掲載されている。また、本会ウェブサイト「会誌への投稿」ページにおいてWord形式とPDF形式の双方がダウンロードできる。

4. 投稿に関する質問等の連絡先

日本水文科学会誌への投稿に関わるすべての質問は、遠慮なく日本水文科学会編集委員会副委員長（yuki.tosaki@aist.go.jp：2025年3月31日まで）までお寄せ下さい。なお、質問に対しすぐに対応ができない場合があることも御承知おき下さい。